

障害福祉サービス等利用者負担額についてQ&A

(18歳以上の方)

Q1：利用者負担上限月額とはなんですか？

A： 障害福祉サービス等を利用するに当たり、サービスの利用料の1割を利用者負担としてお支払いいただきます（9割部分については市で負担します）。

しかし、利用するサービス量等によっては利用者の負担が過大になってしまうため、負担の上限額を設定し利用者の負担が一定以上にならないようにしています。

また、利用者負担上限月額には有効期限が定められており、少なくとも1年間に1回見直しを行います。

Q2：利用者負担上限月額はどのように決定していますか？

A： 利用者負担上限月額は世帯における当該年度の市町村民税の課税状況により、決定しています。

具体的には下記のとおりです。

所得区分	負担上限月額
生活保護	0 円
非課税世帯	0 円
課税世帯①（注1） （所得割額合計 16万円未満）	9,300 円
課税世帯② （所得割額合計 16万円以上）	37,200 円

【世帯の範囲】：本人と配偶者

原則住民票での確認になりますが、単身赴任等で生計を同一にしている方も同一世帯とみなします。

（注1）入所施設、グループホーム、宿泊型自立訓練の利用者は課税世帯の場合「課税世帯②」の区分になります。

※ 新規申請における所得区分の判定は、支給決定月時点の課税状況で行います。初回以降は、1年に1回サービス更新等に所得区分の見直しを行います。

※ 1月2日以降に他市から転入して来た場合や、他市で課税されている場合には、課税状況が分かる書類かマイナンバーの提示が必要です。

Q3：複数のサービスや事業所を利用している場合、それぞれ上限月額までの利用料を負担することになりますか？

A： 原則、上限月額を超えて負担することはありません。

利用者の上限月額は、複数のサービスや事業所を利用している場合においても、利用料の合計が上限月額となります。

そのため、複数のサービスや事業所を利用している場合には利用者負担上限額管理事業所を決め、利用者負担額上限額管理事業所に利用者負担額の調整を依頼する必要があります。

※ 利用者負担上限額管理事業所を決めた際には、受給者証に登録が必要なため、障害福祉課に届出をする必要があります。

Q4：世帯に複数サービスを利用する者がいた場合利用者負担上限月額はどうなりますか？

A： 世帯での負担上限月額になります。

【例】

- ・同一世帯の者2人（夫婦）がサービスを利用（上限 9,300 円の場合）

→ 夫婦2人の利用者負担額合計が 9,300 円まで負担。

※ 利用者負担上限月額管理事業所を決め、依頼する必要があります。

Q4：有効期間途中で利用者負担上限月額の見直しは出来ますか？

A： 可能です。

市町村民税の年度の切り替わりも毎年 7 月 1 日に行いますので、年度の切り替わり以降に利用者負担上限月額の見直しを行うことが出来ます。

見直しの際には障害福祉課に申請が必要となります。なお、見直しは申請をいただいた月の翌月から適応となります。

6 月に見直しの申請を行えば、年度の切り替わりに合わせて見直しを行うことが出来ます。

Q5：夫（妻）と離婚協議中により、籍は外れていないが別居している場合は世帯の範囲はどうなりますか？

A： 原則、配偶者等の市町村民税も含まれます。なお、世帯に変動があった際には見直しが必要となりますので、その際には、障害福祉課に申請してください。

Q6：障害福祉サービス等を利用するに当たり、サービスの利用料以外にお金がかかりますか？

A： サービスによって昼食代やおやつ代、共用代といった実費が発生することがあります。

実費に関してはサービスごとに金額等が異なっているため、各事業所にお問合せください。

Q&A に関する問合せ先

〒747-8501

防府市寿町 7-1

障害福祉課 調整係

TEL：0835-25-2338

FAX：0835-25-2539